

一般社団法人栃木県医師会会長
栃木県病院協会会長
一般社団法人栃木県歯科医師会会長
一般社団法人栃木県薬剤師会会長
公益社団法人栃木県看護協会会長
一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会長

様

栃木県保健福祉部医療政策課長

令和 6 (2024) 年度在宅医療設備整備支援事業の実施について (通知)

本県の保健・医療・福祉行政の推進につきまして、日頃から特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、下記のとおり実施することとしましたので、貴会会員等への周知について、よろしくお願ひします。

なお、「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」の長宛て別添写しのとおり通知しましたことを申し添えます。

記

1 事業名

在宅医療設備整備支援事業

2 事業の目的

在宅医療に必要な設備整備を支援し、もって在宅医療の実施体制強化及び医療機関の参入促進を図るとともに、在宅医療の均てん化に資すること。

3 事業の内容

在宅医療の提供に必要な設備整備に要する経費の一部を補助するもの。

4 補助対象及び補助金額

(1) 補助対象者

県内の病院、一般診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション及び薬局（以下「医療機関等」という。）のうち、次のア又はイに該当する者。

ア 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として指定された医療機関等の開設者（指定医療機関）

イ ア以外の新たに在宅医療を実施する又は在宅医療への取組を拡大する予定の医療機関等の開設者（参入等医療機関）

※過去に本補助金の交付を受けたことのある医療機関等も申請可能ですが、過去に交付を受けたことがない医療機関等を優先して交付決定を行います。

(2) 補助対象経費

在宅医療の提供に必要な設備整備（医療機器又はそれに類する物（以下「医療機器等」という。）の購入及びその設置に要する工事等）に要する経費。

ただし、令和 6 (2024) 年 9 月上旬（予定）に県が行う「交付決定」を受けてから事業に着手（医療機器等を購入）し、令和 6 (2024) 年 12 月 27 日（金）までに当該事業が完了する（購入した医療機器等が納品され、支払が終わる）ものに限りま

※医療機器等に訪問車両は含みません（補助の対象外）。

(3) 補助金額

1 医療機関等につき(2)に要した経費の2分の1（上限額50万円）

※補助対象経費の総額が20万円未満の場合（算定された交付金額が10万円未満の場合）には補助を行いません。

5 採択数（予定） 20件程度

6 提出期限 令和6（2024）年8月9日（金）【必着】

7 その他

申請書類等必要書類は、下記URLからダウンロードすることができます。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/documents/zaiihojo_r06.html

（県公式ホームページ「テーマから探す > 福祉・医療 > 医療 > 医療施策」）

在宅医療・介護連携担当：阿部

TEL 028-623-3046

FAX 028-623-3131